

令和4年度事業計画書

特定非営利活動法人
神奈川被害者支援センター

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

第1 基本指針

1 活動方針

令和4年度は、当センターが活動を開始してから21年となり、「かながわ犯罪被害者サポートステーション（以下「サポステ」という。）」との体制を構築してから13年が経過した。犯罪被害者等への支援も年々増加し、とりわけ性犯罪被害者への支援が増加傾向にあるが、令和2年4月に全国的に感染が拡大した新型コロナウイルスが未だ終息に至らないことから、感染防止を最優先にした支援活動を推進する。また、本年度は、「被害者支援事業の更なる充実・強化を図る年」と位置付け、基本的事業である電話相談及び面接相談、カウンセリング、直接的支援、自助グループ活動の充実に向けての体制整備と、県が所管する性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」との連携を強化する。加えて、県警察、神奈川県弁護士会、県産科婦人科医会、県臨床心理士会、市町村等の関係機関、団体等との連携強化を図るほか、積極的な広報活動を通じて、犯罪被害者に対する企業・地域社会等の理解と協力を確保するための啓発活動を積極的に展開する。

2 重点目標

(1) 関係機関・団体等との幅広い連携網の構築（継続・拡大）

神奈川県、県警察、横浜地方検察庁、神奈川県弁護士会被害者支援委員会、市町村、法テラス神奈川、神奈川県臨床心理士会、神奈川県被害者支援連絡協議会参加の各団体のほか、医療機関、DV、児童虐待、女性の性被害を支援する団体等との緊密な連携を強化し被害者支援網の拡大を図る。とりわけ生活、福祉部門を所管する市町村との連携強化のため、犯罪被害者等支援条例制定の働きかけを推進する。

(2) 犯罪被害相談員、支援員の拡大と資質、能力の向上（継続・拡大）

犯罪被害者等が、安心して支援を受けられるよう、犯罪被害相談員、支援員（以下、「支援員等」という。）の拡大（特に、女性支援員）と資質の向上に努める。

(3) 性犯罪被害者の支援体制の充実（継続・拡大）

性被害者専用電話「ハートライン神奈川」の周知活動を推進し、羞恥心や恐怖心からどこにも相談できずに潜在している被害相談を促進して支援に繋げる。また、県が平成26年4月1日から運用してきた「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を深化させた「かならいん」を平成29年8月1日に開設したことから、連携強化を図るとともに、県、県警察の支援を受けて、協力産科婦人科病院・医院の更なる拡充と連携強化に努める。

(4) 支援内容の充実（継続）

県内で発生した支援対象事件で、条例の適用範囲外の県外居住の被害者等に対する

法律相談については被害者支援の立場から可能な限り実施（県内での相談1回）する。また、支援対象事件から抜け落ちた事件・事故についても、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな支援を出来るよう支援の在り方を充実させていきたい。

(5) 積極的な広報啓発活動の推進（継続・拡大）

犯罪被害者等が安心して相談できる場所として、当センター並びにサポステの広報活動を強化するとともに、被害者の早期回復には地域の理解と協力が必要であることの理解を得るため、県や県警察等の関係機関・団体の後援を得ながら、駅頭・繁華街でのキャンペーンを開催するほか、地域単位での広報活動や各種講演活動を通じて理解促進活動を強化する。また、今後は、新たな広報媒体等を活用した広報啓発活動等についても、積極的に取り組んでいきたい。

(6) 犯罪被害者等早期援助団体としての基盤整備（継続）

「犯罪被害者等早期援助団体」としての信頼を確立するため、更に個人情報保護を徹底するとともに、関係機関・団体と連携した積極的な支援活動や犯罪被害者等給付金申請補助業務を積極的に推進する。

(7) 財政基盤の確立（継続、拡大、新規）

組織基盤を確立するための恒常的な財源を確保するため、会員の獲得、寄付金付自動販売機、募金箱の設置拡大、ホンデリングによる活動資金の確保を目指すほか、関係機関・団体が開催する会合への出席や講演時に、正会員・賛助会員の加入等を促し、多くの個人・団体からの寄付の理解を得られるよう積極的活動を推進する。

従来 of 資金の調達方法には限界が感じられることから、今後、新たな企業向けのパンフレットを作成し、積極的に一般企業等に対する資金調達を活発化させたい。

（新規）

(8) 組織体制の強化（新規）

現在、神奈川被害者支援センターは、認定特定非営利活動法人として活動を継続しているが、あくまでもNPO法人に変わり無く、今後、各市町村が犯罪被害者等支援条例を制定し、当センターとの連携が強化されると思料されることから、当センターの法人格をNPO法人から最終的には公益社団法人に法人格の変更を実施することにより、信頼性が担保された組織として各市町村から認知されることが組織強化につながり、これをもって財政支援につなげたい。従って、令和4年度から法人格の変更に向けた準備作業を進める。

第2 被害者等支援事業活動

1 電話相談事業

(1) 電話相談事業の充実（継続・拡大）

神奈川県からの電話相談事業の委託を受け、総合相談窓口（月曜日から土曜日の9時～17時）としての相談業務を行うほか、当センターが独自に運用している性犯罪被害相談専用電話（「ハートライン神奈川」）について、潜在化している性犯罪被害者へ支援の利用を促すための広報活動を強化する。また、全国被害者支援ネッ

トワークが、平成30年4月1日から開始した「ナビダイヤルによる電話相談」にも的確に対応できるよう、ボランティア支援員（電話相談員）に対する研修等を充実させ、電話相談業務の的確な対応に努める。

(2) 支援員等のスキルアップ（継続、拡大）

支援員等の電話による心のケアの能力と被害者等が求める問題に対する処理能力の向上を図るため、毎月1回、電話相談、付添支援、自助グループ、福祉、医療、法曹界、被害者支援などを巡る動向の把握や関係機関・団体の行う活動内容などを中心とした月例研修を行うほか、経験の浅い支援員を中心としたロールプレイによる相談受理能力の向上を図るなど、支援員全体のスキルアップを図る。

2 面接相談事業

(1) カウンセリングの活発化（継続）

神奈川県からのカウンセリング事業の委託に的確に対応するため、神奈川県臨床心理士会ならびに登録カウンセラーとの連携をより強固なものとする。また、県内に限らず隣接都県の被害者等に対応するため、幅広い人脈を開拓して積極的なカウンセリングを推進する。

そのために、地域被害者支援ネットワーク会議等を通じ、カウンセリングのための施設（会議室等）を県内各地に確保するなど環境整備に努める。

また、神奈川県臨床心理士会との業務委託契約の見直しを行い、研修等を充実させて専門性の高い犯罪被害者等の心情に配慮したカウンセリングの充実に努める。

(2) 関係機関との連携強化（継続）

医療機関、法曹界、神奈川県臨床心理士会等専門分野の組織等と日常的に密接な連携が取れるよう会議、研修会に出席するほか、直接訪問して相互協力を依頼する等ネットワークの強化に努める。

(3) 面接相談の受理（継続）

カウンセリングまでは求めないが、面接して心情を吐露することを望む被害者の要望に応じるため、相談員等による面接をサポステ相談室において行う。

3 直接的支援事業

(1) 直接的支援事業への体制強化と活発な支援活動の推進（継続、拡大）

増加傾向にある付添支援に対応するため、直接支援要員の育成に努めるとともに、神奈川県、県警察、検察官、弁護士等と緊密な連携を図り、支援調整会議の外郭をなす支援体制をより強固なものとして活発な直接的支援活動を推進する。

(2) 信頼される支援活動の確立（継続）

支援活動は、事案の内容、被害者の現状等を分析して適切な支援計画を策定して行う。また、支援の過程で知り得た個人情報の管理については、厳に定められた手続きを履行させるとともに確認を厳しく実施し、犯罪被害者等早期援助団体としての信頼を維持する。

(3) 他機関、ボランティア組織との協力体制の確立（継続、拡大）

犯罪被害者が、真に必要なとする支援を自ら選択できるようにするため、様々な支援方策を持つ関係機関、団体との緊密な連携体制を構築する必要があり、当センターが公安委員会指定の唯一の犯罪被害者等早期援助団体の強みを活かし、県内外の関係機関・団体や、県内の市町村の被害者支援窓口担当者との連携・協力体制づくりを進める。

4 被害者自助グループの支援事業（継続）

犯罪被害者等の早期回復を支援するため、カウンセリング、直接的支援を行った犯罪被害者等の要望に応じ、自助グループへの参加を勧誘し、意志の確認をおこなった後に長期的支援活動を推進する。

なお、被害種別、被害状況あるいは被害者親族等の関係等に応じて参加できる自助グループが必要なことから、自助グループの新たな設置を働きかけるとともに他の団体等が主催する自助グループとの緊密な連携を構築する。

5 人材の育成（継続）

全国被害者支援ネットワーク（以下「全国ネット」という。）や他府県の実施する自助グループ研修会、フォーラム、シンポジウム等への積極的参加、月例研修会の開催等により、職員、支援員を計画的に育成する。

なお、月例研修会には幅広い分野の講師を招聘して被害者の求めに応ずることのできる知識の涵養に努めると共に、被害者が求める支援に応じた受け皿づくりのための人材を育成する。

6 犯罪被害者等給付金申請補助事業（継続）

県警察と協働して犯罪被害者等給付金の申請に関し、給付金制度の照会、回答や申請手続き等の支援を行う。

7 関係機関・団体等と連携した被害者支援事業

(1) 神奈川県、県警察及び市町村との緊密な連携（継続・拡大）

サポステにおいて協働して支援活動を展開する県、県警察はもとより、神奈川県弁護士会、横浜地方検察庁、神奈川県臨床心理士会等並びに横浜市をはじめとする県下各市区町村の被害者支援担当者と緊密に連携し、ワンストップによる充実した被害者支援を展開する。

(2) 全国ネットとの緊密な連携の推進（継続）

全国ネットと緊密に連携し、各種情報の交換、他都道府県との連携活動の推進、情報の提供、研修会及び各種行事等への積極的参加等によって組織的かつ効果的な支援活動を行う。また、平成30年4月1日から全国ネットが開設した全国統一相談電話（ナビダイヤル）との連携した支援強化に努める。

(3) 関係機関、団体等との緊密な連携の推進（継続）

犯罪被害者等が必要とする支援内容を自ら選択して早期回復に寄与できる体制を

確立するため、神奈川県、県警察、市町村、横浜地方検察庁、神奈川県弁護士、法テラス、神奈川県臨床心理士会等の関係機関、団体、神奈川県被害者支援連絡協議会参加の各団体のほか、病院や民間団体とのネットワークを構築して各種情報の交換や相互協力を行う。

(4) 法テラス、神奈川県弁護士会被害者支援委員会との緊密な連携（継続・新規）

法テラス及び神奈川県弁護士会被害者支援委員会との緊密な連携、協力関係を更に推進し、情報交換はもとより、相互に開催する会議への参加、被害相談の円滑な連絡、引き継ぎを行うための良好な関係の確立に努める。

また、神奈川県弁護士会被害者支援委員会との緊密な連携の下に、電話相談の内容から早期の法律相談を必要としている犯罪被害者等に対する積極的な声かけや個人情報提供に対する意思確認を行い、迅速な新たな被害者支援の枠組みの構築に努める。

(5) 性犯罪被害者のためのワンストップ支援体制の強化（継続・拡充）

神奈川県、県警察、当センターの三者が全国に先駆けて三位一体となった、ワンストップ支援体制を構築しているが、平成30年8月1日から県が開設した「かならいん」との連携支援に努めるほか、協力産科婦人科医院の拡大、連携等の支援体制の強化に努める。

8 積極的な広報啓発活動の推進

(1) 街頭キャンペーン等の実施（継続、拡大）

犯罪被害者支援についての理解を深めるための啓発活動を行う「犯罪被害者週間」が、毎年11月25日から12月1日までと定められている。これに合わせて、この期間内の一日を活用し、県、県警察、神奈川県弁護士会、横浜地方検察庁、法テラス等と協力して新都市センターそごう前においてキャンペーンを実施し、県民の犯罪被害者への理解と、被害者支援活動の重要性と被害者支援への協力の確保、並びに当センターの周知を目的とした啓発活動を行う。令和4年度は、11月25日（金）を予定している。

また、駅頭等の地域キャンペーンも、神奈川県、県警察等の協力を得て「犯罪被害者週間」に併せた計画を進める。加えて、県下各警察署被害者支援ネットワーク等が行う地域広報活動にも積極的な支援を行う。

(2) 機関誌（ハートメッセージ）の発行（継続）

機関誌（ハートメッセージ）を発行し、会員のみならず県民に対する継続的な啓発を行うとともにファンドレイジング対策としての活用も図る。

(3) 愛称による相談電話の広報（継続）

相談電話並びに性犯罪被害相談電話の愛称「ハートライン神奈川」を積極的に広報して相談電話の活性化を図る。

(4) センターの活動内容、所在地等の積極的広報（継続）

犯罪被害者等を理解、支援する組織である当センター並びにその所在地を広く県民に周知するとともに、県民に被害者支援活動の重要性を訴えるリーフレット、チ

ラシ等を作成し、関係機関・団体等を通じて広く県民に配布する。

(5) ホームページ（インターネット）の積極的な活用（継続、拡大）

平成29年10月23日に日本財団の助成を受けてホームページのリニューアルを行った。新しい支援情報やセンターの活動状況を取り込んでの活性化を図る。

9 犯罪の実態等に関する調査及び研究事業（継続）

国の被害者支援施策のほか、全国ネットや他都道府県や市町村における被害者支援活動の実態を調査し、これに研究、検討を加えて組織的かつ効果的な支援活動を行うなど、より活発な支援活動を展開するための支援内容、要領等の研究を行う。

10 ボランティア相談員の研修及び養成事業

(1) 実務に即した講座の実施（継続、拡大）

ボランティアや非常勤の支援員等を確保し、恒常的な支援を提供できる体制を確立するほか、安心かつ安全な支援を提供するための直接支援員を養成するため、法廷や当センター等の見学の他、被害者の話、相談電話受理要領、面接実施要領、支援活動等の研修を積極的に推進する。

(2) 各級講座における認定制度の研究（継続）

各級講座への参加者の拡大と講座参加者の講座への関心度と集中度を高めて、より効果ある養成講座とするため、講習時間を勘案しながら電話相談員、直接支援補助者、直接支援員、犯罪被害相談員の各資格を認定する制度の研究を行う。

(3) 研修会の定期的開催（継続）

相談員、職員のスキルアップを図るため、毎月定例の研修会を開催し、支援員等として必要な支援活動を巡る諸情勢や法令改正に伴う知識の涵養を行う。

特に、電話相談、直接支援等の支援活動での個々の事例について研究討議する個別事例検討を研修に組み込むほか、チームとしての支援を行うため関係機関・団体から講師を招聘して幅広い知識の習得に努める。

(4) 各種研修会等への積極的参加（継続）

全国ネットが主催する直接支援研修をはじめ、全国フォーラム、シンポジウムや全国研修会、個別の支援業務等の各種研修会並びに関係機関・団体等が主催する各種研修会や公開講座に積極的に参加させ、支援員等のスキルアップを図る。

(5) 性犯罪被害者支援研修の開催（継続）

性犯罪被害相談の受理に際して、電話相談の受理、性被害者への付添、自助グループの運用等についての研修を活発化し、潜在する性被害者の支援に対応できる知識、技能の向上を図る。

(6) ボランティア相談員等の確保（継続）

神奈川県からの委託事業「かながわコミュニティカレッジ・犯罪被害者支援ボランティア養成講座初中級」及び同上級講座の受講生に対し、当センターへのボランティアの相談員等として活動するための勧誘を行い、面接試験を経て適格者を採用して組織体制の拡充を図る。

第3 一般事業

1 カウンセリング受託事業（継続・新規）

犯罪等によって心身に被害を受けた被害者等の負担軽減を図るため、神奈川県との間でカウンセリング受託契約を結び、神奈川県臨床心理士会と連携してカウンセリング事業を実施する。

また、令和4年4月1日に被害者支援条例を施行する市からのカウンセリング受託契約を積極的に推進する。

2 被害者支援に関する啓発事業（継続）

神奈川県、県警察、市区町村等の関係機関、法曹界、地域、被害者支援関係団体等から被害者支援に関する講師派遣の要請があった場合は、当センターの役員、職員及びセンターの養成講座を終え、又はそれに相当する知識を持つ者を派遣し、被害者等の支援活動の重要性等について、原則として有料で講演する事業を県と協働して実施する。

3 支援体制強化事業

(1) 犯罪被害相談員の育成（新規）

日本財団預保助成金の助成を受けて、犯罪被害相談員（非常勤職員）1名を育成する。（1年目）

(2) グループ別活動の活発化（継続）

「相談支援グループ」「広報啓発グループ」「研修・調査・連携グループ」活動を活発化させ、相談事業、直接支援事業に重点を指向した支援活動を展開する。

(3) 有資格ボランティア支援員等の確保（継続）

医療、法曹、行政等の有資格者や深い知識を持つ方で、当センターの事業に協力いただける方を面接相談員、直接支援員、スーパーバイザー、参与として委嘱するとともに、正会員として活動に参加して頂くよう依頼する。

第4 諸会議

1 定款規定の会議開催

- (1) 通常総会 令和4年6月11日（土）
- (2) 臨時総会 必要に応じて
- (3) 理事会 原則として四半期ごと年4回

2 運営委員会、各部会の開催

- (1) 当センターの事業を総合的、計画的かつ効果的に推進するため、理事会の下部組織として設置した運営委員会を必要に応じて開催する。
- (2) その他、事業を円滑に推進するため、「相談支援部会」、「広報啓発部会」及び「研修・調査・連携部会」の3部会を積極的に開催する。

3 関係機関の会議等への出席

- (1) 行政等の関係機関や団体の各種会議に出席して意見を述べるとともに、当センターの事業についての理解を求めて相互支援体制の強化を図る。
- (2) 各種ネットワークの会合に出席し、センターの活動状況を説明するとともに、協力体制の強化を図る。

第5 情報管理

犯罪等の各種支援活動は、個人情報を知り得る立場にあることから、被害者等の平穏な生活の回復を行うための組織として犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けていることを強く認識し、支援活動を通じて知り得た犯罪被害者等の個人情報を始めとして、いかなる支援に係る情報も外部に漏れることのないよう情報管理を徹底し、犯罪被害者等が安心して相談できる環境を維持する。

第6 管理

1 管理体制

理事長	1	名
副理事長	2	名
理事	8	名
監事	2	名
合計	13	名

2 執行体制

所長(専務理事)(常勤)	事務統括	1	名
副所長(執行役員)(常勤)	統括補佐	1	名
(1) 事業課			
所員(常勤)	事業課長	(1)	名
所員(常勤)	課長補佐(課長事務代行)	1	名
所員(非常勤)	課員	4	名
(2) 総務課			
所員(常勤)	総務課長	1	名
所員(非常勤)	経理担当	1	名
	計	9	名